

平成30年度第2回京都市環境影響評価審査会 【 摘 錄 】

日 時：平成30年7月10日（火） 10：00～11：50

場 所：キャンパスプラザ京都 2階 第2会議室

出席委員：板倉豊委員、笠原三紀夫会長、竹見哲也委員、安田龍介委員、山田悦委員（5名）

欠席委員：青野正二委員、上田佳代委員、大久保規子委員、勝見武委員、小坂浩司委員、

柴田昌三委員、建山和由委員、東野達委員、徳地直子委員、松田法子委員（10名）

事務局：中村環境技術担当部長、濱口環境管理課長、大森交通環境対策係長

近藤担当、菅野担当、松浦担当

事業者：スタートコーポレーション株式会社

- 資料1 地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センターの施設一体化整備事業に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて
- 資料2 平成30年度第1回京都市環境影響評価審査会 摘録
- 資料3 地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センターの施設一体化整備事業に係る配慮書案に対する京都市環境影響評価審査会委員からの主な意見
- 資料4 答申書（案）
- 資料5 京都市中央卸売市場第一市場「賑わいゾーン」計画に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて
- 資料6 参考資料

- 議 題 1 地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センターの施設一体化整備事業に係る配慮書案について（審議及び答申）
- 2 京都市中央卸売市場第一市場「賑わいゾーン」計画に係る配慮書案について（諮問及び審議）

- 議 事 1 開会
- 2 議事 以下のとおり
- 3 閉会

一 摘 錄 一

事 務 局 現在、5名の出席をいただいている。京都市環境影響評価等に関する条例施行規則に基づき、委員定数15名の3分の1以上の出席をいただいており、本審査会が成立していることを報告する。

事 務 局 以降の議事進行は、笠原会長にお願いしたい。

笠 原 会 長 それでは、議題1 「地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進セン

ター及び児童福祉センターの施設一体化整備事業に係る配慮書案」の審議に移る。
まず事務局から資料について説明をお願いする。

事務局

< 資料1～4に基づき説明 >

笠原会長 それでは全体を通じて事務局提示案について、意見はないか。
意見はないようなので、事務局提示案のままでよいか。

(一同了承)

笠原会長 それでは、答申書（案）から変更なしということで答申書を確定させる。

< 答申書の受渡し >

事務局 それでは、次に議題2「京都市中央卸売市場第一市場「賑わいゾーン」計画に係る配慮書案」について諮問を行う。

< 諮問 >

事務局 京都市中央卸売市場第一市場「賑わいゾーン」計画に係る配慮書案について、環境配慮の観点からの意見を求める。

笠原会長 諒問をお受けした。

それでは、議題2「京都市中央卸売市場第一市場「賑わいゾーン」計画に係る配慮書案」の審議に移る。まず事務局から資料について説明をお願いする。

事務局

< 資料5に基づき説明 >

笠原会長 次に、スタートコーポレーション株式会社（以下「事業者」という。）には、配慮書案についての説明をお願いする。

事業者

< 事業概要及び配慮書案について説明 >

笠原会長 ただ今の説明に対して御質問等があれば御発言願う。

山田委員 J R の新駅（以下「新駅」という。）はどこに、いつできるのか。新駅と直結とあるが、それを見越して駐車場台数が少ないということなのか。
また、施設の省エネルギーの配慮についてはどのような場所にどの程度の規模を設置する予定なのか。

事業者 新駅については、平成31年4月に完成する。本事業の工事終了が平成32年7月の予定であり、供用時までには新駅も開通している。
省エネルギーの配慮については、具体的な話は決まっていない。太陽光発電を採用する予定だが、大きさ等を含め検討中である。

山田委員 十分に検討されたい。

8階に空調等を設置するとあるが、低周波や騒音の心配はないのか。

事 業 者 計画地周辺に高いマンション等はないため、影響は少ないと考える。

板 倉 委 員 小売店舗の床面積は合計でいくらか。

事 業 者 1,000m²以下になる予定である。

板 倉 委 員 1,000m²以上になる場合は、大規模小売店舗立地法の対象となるため、その際は届出を行うこと。

事 業 者 承知した。

竹 見 委 員 日照の影響について、4階以上の部分が北寄りか南寄りかによって日照の影響が変わるとと思うが、検討しているか。

事 業 者 配慮書案p6に示すように、敷地の北側に建物を配置する計画である。
日照については、建築基準法を満たすように計画している。

安 田 委 員 配慮書案p48において、「悪臭を発生させる行為はない」とあるが、飲食店が入るのであれば影響があるのではないか。

事 業 者 ここでの悪臭については、特定悪臭物質に係るようなものではなく、飲食店やホテルの厨房等から発生する臭いについては、屋上に設置するダクトから出す予定ある。特に案によって差が出るものではなく、市場の中にある飲食店と同様であり、悪臭として取り上げる必要はないと考える。

竹 見 委 員 平成31年4月に新駅が完成することだが、新駅の工事と当該事業の工事との干渉はないのか。

事 業 者 一部同時期に工事が実施されるため複合的な影響はあると考えられるが、新駅の設置事業は事業者も異なる別事業であり、複合影響を評価することは困難である。また、事業者側で工事の進捗をコントロールできるものでもないため、特にこの点について取り上げてはいない。

竹 見 委 員 工事期間の開始はいつからか。

事 業 者 平成30年12月を予定している。
4箇月程度重なるが、新駅とは七条通を挟んでエリアも異なるため、影響が少ないと考える。新駅とは一部当該事業の敷地と接しているため、担当部署と連携・協議し、進めていきたい。なお、大きな工事とは重ならない。

笠 原 会 長 賑わいゾーンとは、今回の事業の敷地にあたるところか。

事 業 者 そのとおりである。

笠 原 会 長 今回の事業において、新駅との位置関係は重要となるため、配慮書の事業計画地位置図に新駅の位置を追記してもらいたい。
p2の事業計画の概要の階数は地下1階となっており、p46ではピットとなっているが、これは何か。

事 業 者 ピットには機械室、受水槽が入る予定であり、建築基準法上地下1階に該当する。

笠原会長 p3 の事業内容の概略に 31m 高度地区とあるが、8 階の一番上端は何 m になるのか。

事業者 8 階の一番上は 31m である。塔屋は 31m を超えているが、建築基準法の高さには該当しない。

笠原会長 配慮書には高さも記載してもらいたい。

p34 の 2.3.1 (2) とは何か。また、2.3.2 の注 1~3 はどこに該当するのか。

事業者 確認しておく。

笠原会長 埋蔵文化財については、調査結果によっては工期が変わってくると思われるが、いかがか。

事業者 現在調査中だが、かなりの範囲で影響がないと結果が出ており、事業計画どおり進められる予定である。

なお、土地は工事に着工できる状態で京都市から引き渡される予定である。

山田委員 案 1 及び案 2 の耐震性についてはどちらも問題ないのか。

事業者 どちらも建築基準法上問題ない。

ボーリング調査でも地盤は問題なく、以前あった水産事務所棟（約 20m、RC 造）についても杭基礎ではなかった。今回、RC 造にしてしまうと重量が重くなってしまい、杭を支持層より深いところに刺さなければ建築基準法を満たせないが、コストは上がるが鉄骨にすることにより軽量化を図った。

山田委員 京都の食を担う市場が隣接しているが、工事の影響の対策はどのようになされるのか。

事業者 細心の注意を払い、周辺に影響がないよう施工会社と調整する。

山田委員 大気、地下水等に影響がないよう十分に配慮していただきたい。

安田委員 既存の水産棟事務所より東西に広くなっているようだが、今までどおり七条通側から市場へのアクセスは可能なのか。

事業者 アクセスについては、第一市場全体が建て直し、アクセスルートの見直しをかけており、現在より妨げられることはない。どのようなルートを通るかは市場全体の配慮書で検討されているため、導線の確保はしている。

工事車両動線についても、影響を与えないように計画していく。

笠原会長 60 年経つとどうなるのか。

事業者 契約上、更地返しだが、延長になる可能性もある。

笠原会長 その他何か意見はないか。

それでは、本日の審議はこれにて終了とする。マイクを事務局にお返しする。

11：50 終了